答弁第五一号平成十四年四月五日受領

内閣衆質一五四第五一号

平成十四年四月五日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議 長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出国所管の公益法人、 独立行政法人、 特殊法人の脱税の実態に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国所管の公益法人、 独立行政法人、 特殊法人の脱税の実態に関する質問に対

する答弁書

一について

警察庁は、全日本交通安全協会(以下「協会」という。)から法人税に係る更正及び加算税の賦課決定

の通知を受けた旨の連絡を受けたが、公益法人について同様の事案が生じた場合には、 通例として、

官庁がその事実を公表し、又はその事実を公表するよう当該公益法人に対して指導することがないと理解

又はそれを公表するよう協会に指導しなかったものである。

していたことから、

右の連絡を受けた時点で、

協会が通知を受けた事実、

通知の内容等について公表し、

警察庁が右の連絡を受けた時点で、 協会が通知を受けた事実、 通知の内容等は、 国家公安委員会委員長

に報告されていない。

今後とも、 警察庁においては、 警察庁が所管する公益法人について同様の事案が生じたとの情報に接し

た場合には、 個別具体的な事案に即して、当該事案の公表又は当該公益法人に対する指導の要否等につい

て適切に判断してまいりたい。

_

二について

特殊法人(以下「国所管公益法人等」という。)であって、平成三年七月から平成十三年六月までの らかにすることについて同意が得られなかったものを除く。)について、 おける国税通則法 所管公益法人等からの報告等により所管官庁において把握できたもの となるべき事実の全部又は一部の隠ぺい、又は仮装(以下「隠ぺい等」という。)を指摘されたことを国 お尋ね 0) 「脱税」 (昭和三十七年法律第六十六号)第六十八条にいう課税標準等又は税額等の計算の基礎 が何を指すのか明らかではないが、 国の機関が所管する公益法人、 (当該法人から隠ぺい等の事実を明 お尋ねの事項は、 独立行政法人及び 別表のとおり 間に

三及び四について

である。

月末現在で二百八十八万五千 定する「法人税を納める義務がある」法人(以下「納税義務者たる法人」という。)の数は平成十三年六 人及び特殊法人の数の合計は七千二百八十五であり、法人税法 玉 「の機関が所管する平成十二年十月一日現在の公益法人の数と、平成十四年四月一日現在の独立行政法 (清算中の法人を除く。) である。 (昭和四十年法律第三十四号) 第四条に規

納税義務者たる法人に対する実地調査は、 すべてのものについて行われているものではないことから、

隠ぺい等を行っていた国所管公益法人等の数及び納税義務者たる法人の数については把握できない。

なお、平成十二年七月から平成十三年六月までの間に、 国所管公益法人等を含む納税義務者たる法人に

対し実地調査を行った件数は十四万三千件であり、このうち、法人税に係る隠ぺい等を行っていた事実を

把握した件数は三万一千件である。

別表

	所管官庁名	国家公安委員	숲	
1	法人が課税標準等又は税額等の 計算の基礎となるべき事実の全 部又は一部を隠べいし、又は仮 装していた旨の指摘(以下「 当該事実」という。) を受けた 時期	平成13年 2 月		
2	団体名	(財)全日本交	通安全協会	
3	追徵額	153, 50	0 (千円)	
4	重加算税の有無	有り		
5	当該事実の内容	① 雑収入の② 交際費等	計上漏れ を損金に計上 等	
6	当該事実の所管官庁への報告の有無	有り		
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	無し		
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成13年 2 月		
9	当該事実の公表の有無	無し		
10	当該事実を公表している場合、 その時期	_		
11	当該事実を公表していない場合、 その理由	公益法人に係る同様の事案が生じた場合、所管官庁において公表又 は法人に対し公表を指導することが通例でないと理解していたため。		
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	無し		
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し		
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り		
15	当該団体が、過去に国家公務員	氏名	池田 速雄	國島 文彦
	退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属	前の所属省庁	警察庁	警察庁
	省庁及び役職・受入時期	役職	警察大学校長	警視総監
		受入時期	昭和60年6月~平成3年6月	昭和62年6月~平成3年6月
		氏名	福島 静雄	島田 俊郎
		前の所属省庁	警察庁	警察庁
		役職	中部管区警察局長	山形県警察本部長
		受入時期	平成元年1月~平成5年6月	平成3年6月~平成9年6月

		
氏名	山下 重信	大堀 太千男
前の所属省庁	警察庁	警察庁
役職	新潟県警察本部長	警視総監
受入時期	平成3年6月~平成8年9月	平成3年6月~平成4年8月
氏名	山崎 毅	大角 良二
前の所属省庁	警察庁	警察庁
役職	長野県警察本部長	中部管区 警 察局公安部長
受入時期	平成4年1月~平成9年2月	平成9年6月~現在
氏名	仲村 規雄	仁平 圀雄
前の所属省庁	警察庁	警察庁
役職	北海道警察本部長	警視総監
受入時期	平成5年6月~平成10年8月	平成5年6月~平成6年5月
文八吋朔	+M3+07 +-M10+07	TAXOTO71 1AXOTO71
氏名	田邉 八洲雄	桑田 錬造
氏名	田邉 八洲雄	桑田 錬造
氏名 前の所属省庁	田邉 八洲雄	桑田 錬造 警察庁
氏名 前の所属省庁 役職	田邊 八洲雄 警察庁 茨城県警察本部長	桑田 錬造 警察庁 北海道警察本部長
氏名 前の所属省庁 役職 受入時期	田邊 八洲雄 警察庁 茨城県警察本部長 平成9年6月~平成13年5月	桑田 鍊造 警察庁 北海道警察本部長 平成11年1月~平成13年10月
氏名 前の所属省庁 役職 受入時期 氏名	田邊 八洲雄 警察庁 茨城県警察本部長 平成9年6月~平成13年5月 武井 澄男	桑田 鍊造 警察庁 北海道警察本部長 平成11年1月~平成13年10月 今井 大助
氏名 前の所属省庁 役職 受入時期 氏名 前の所属省庁	田邊 八洲雄 警察庁 茨城県警察本部長 平成9年6月~平成13年5月 武井 澄男	桑田 鍊造 警察庁 北海道警察本部長 平成11年1月~平成13年10月 今井 大助

⁽注) 「国家公務員退職者の受入れの有無」は、国家公務員退職者の当該団体の常勤役員への就任の有無である (以下同じ。)。

	所管官庁名	総務省・経済産業省			
1	当該事実を受けた時期	平成13年12月			
2	団体名	(財)日本情報	(財)日本情報処理開発協会		
3	追徵額	24, 285	(千円)		
4	重加算税の有無	有り	有り		
5	当該事実の内容	① 翌期に計上すべき受託事業費を当期に繰上げ計上 ② 交際費等として処理すべき飲食等費用を受託事業に係る会場費として計上 等			
6	当該事実の所管官庁への報告の	総務省	無し		
	有無	経済産業省	有り		
7	当該事実の所管官庁の大臣・長	総務省	無し		
	官への報告の有無	経済産業省	有り		
8	当該事実を所管官庁に報告して	総務省	無し		
	いる場合、その報告の時期	経済産業省	平成13年12月		
9	当該事実の公表の有無	無し			
10	当該事実を公表している場合、 その時期				
11	当該事実を公表していない場合、 その理由		及び再発防止のための監査体 が先決と判断したため。	制の整備等、必要な対応に	
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	担当者に対する	るけん貴処分		
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し			
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り			
15	当該団体が、過去に国家公務員	氏名	中屋敷 正人	岩井 政治	
	退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属	前の所属省庁	通商産業省	総務庁	
	省庁及び役職・受入時期	役職 工業技術院総務部 関東管区行政監察局長 技術審議官			
		受入時期	昭和59年6月~平成4年9月	昭和62年4月~平成5年3月	
		氏名	照山 正夫	富沢 孝雄	
		前の所属省庁	通商産業省	労働省	
		役職	大臣官房付 (国土庁長官官房 審議 官)	大臣官房付 (雇用促進事業団 能力開発指導部長)	
		受入時期	昭和63年7月~平成11年9月	平成元年10月~平成4年3月	

,	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	m
	氏名	原中 祐生	中西 英夫
	前の所属省庁	労働省	通商産業省
	役職	大臣官房付 (雇用促進事業団 大阪支部長)	大臣官房付 (日本貿易振興会ウィーン センター所長)
	受入時期	平成4年4月~平成7年3月	平成4年9月~平成10年12月
	氏名	毛利 二教	鳴川 清三
	前の所属省庁	総務庁	労働省
	役職	中国四国管区 行政監察局長	大臣官房付 (雇用促進事業団 施設建設部次長)
	受入時期	平成5年4月~平成10年9月	平成7年4月~平成9年3月
	氏名	川路 二男	芋坂 和邦
	前の所属省庁	労働省	総務庁
	役職	職業安定局高齢・障害者対 策部主任中央失業対策事業 監察官	中国四国管区行政監察局長
	受入時期	平成9年4月~平成11年3月	平成10年10月~現在
	氏名	宮川 秀眞	城 哲也
	前の所属省庁	通商産業省	労働省
	役職	中国通商産業局長	大臣官房付 (雇用促進事業団職業訓練 学校職業訓練研修センタ 一所長(兼)副校長)
	受入時期	平成11年2月~現在	平成11年4月~平成13年4月
	氏名	新 欣樹	_
	前の所属省庁	通商産業省	_
	役職	中小企業庁長官	
	受入時期	平成11年10月~現在	_

	———————————————————— 所管官庁名	文部科学省・厚生労働省				
1	 当該事実を受けた時期	平成12年12月	平成12年12月			
2		(社)北里研究所				
3		36, 255 (千円)				
4	重加算税の有無	有り				
5	当該事実の内容	① 交際費を ② 研究費収	研究費等に計上 入を寄付金として計上 等			
6	当該事実の所管官庁への報告の有無	有り				
7	当該事実の所管官庁の大臣・長	文部科学省	無し			
	官への報告の有無	厚生労働省	有り			
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成13年8月				
9	当該事実の公表の有無	無し				
10	当該事実を公表している場合、 その時期	_				
11	当該事実を公表していない場合、 その理由	所管官庁への報告以前に報道がなされたことや、追徴に係る所要の 納税を行い、所管官庁への報告があったことから、あえて公表の必要 がないと判断したため。				
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	担当者に対する口頭厳重注意				
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し				
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	無し				
15	当該団体が、過去に国家公務員	氏名	_	_		
	退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属	前の所属省庁	-			
	省庁及び役職・受入時期	役職	_	_		
		受入時期	_	_		
		氏名	_	_		
		前の所属省庁	_	_		
		役職 — —				
		受入時期	_	_		
		氏名	_	_		
		前の所属省庁	_	_		
		役職	_			
		受入時期		_		

		1.4554.34.45			
	所管省庁名 	文部科学省			
1	当該事実を受けた時期	平成10年6月			
2	団体名	(財)日本相撲	協会		
3	追徵額	193, 20	5 (千円)		
4	重加算税の有無	有り			
5	当該事実の内容	① 寄付金として計上すべき宿泊補助費を経費として計上 ② 升席の売上の一部計上漏れ 等			
6	当該事実の所管官庁への報告の 有無	有り	有り		
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	無し			
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成10年6月	平成10年6月		
9	当該事実の公表の有無	有り			
10	当該事実を公表している場合、 その時期	平成10年6月			
11	当該事実を公表していない場合、 その理由	-			
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	担当者2名の処分 (降格1名、けん賣処分1名)			
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し			
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	無し			
15	当該団体が、過去に国家公務員	氏名		_	
	退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属	前の所属省庁		_	
	省庁及び役職・受入時期	役職	_	_	
		受入時期	_	-	
		氏名		-	
		前の所属省庁 ー ー			
		役職 - 受入時期 - 氏名 -			
		前の所属省庁	_		
		役職	_		
		受入時期	_	_	
				·	

	Tr Art play play to	TEST II. MA BELLIN				
-	所管官庁名 	厚生労働省				
1	当該事実を受けた時期	平成11年12月	平成11年12月			
2	団体名	(財)給水工事技術振興財団				
3	追 徴額	294,000 (千円)				
4	重加算税の有無	有り				
5	当該事実の内容	所得として計上すべきところ、損金として計上				
6	当該事実の所管官庁への報告の 有無	有り	有り			
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	有り				
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成12年3月				
9	当該事実の公表の有無	有り				
10	当該事実を公表している場合、 その時期	平成12年 3 月				
11	当該事実を公表していない場合、その理由	_				
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	① 事務局長の減俸 ② 理事長及び専務理事の報酬の一部返上				
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し				
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り				
15	当該団体が、過去に国家公務員	氏名	浜田 康敬			
	退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属	前の所属省庁	厚生省	_		
	省庁及び役職・受入時期	役職	生活衛生局水道環境部長			
		受入時期	平成11年10月~平成13年3月	_		
		氏名	_	_		
		前の所属省庁	_	_		
		役職	_	_		
		受入時期	_			
		氏名		_		
		前の所属省庁	_	_		
		役職		_		
		受入時期		_		
			·			

	所管官庁名	経済産業省	経済産業省				
1	当該事実を受けた時期	平成12年10月					
2	団体名	(財)日本品質	(財)日本品質保証機構				
3	追 徴額	42, 435	(千円)				
4	重加算税の有無	有り					
5	当該事実の内容	翌期に計上すべき業務委託費等を当期に繰上げ計上等					
6	当該事実の所管官庁への報告の 有無	有り					
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	有り					
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成12年10月					
9	当該事実の公表の有無	有り					
10	当該事実を公表している場合、 その時期	平成13年11月	平成13年11月				
11	当該事実を公表していない場合、 その理由		_				
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	役職員の給与の一部返納					
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し					
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り					
15	当該団体が、過去に国家公務員	氏名	久米田 秀夫	池田 徳三			
	退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属 省庁及び役職・受入時期	前の所属省庁	通商産業省	通商産業省			
	省圧及い役権・安八時期	役職	通商政策局国際経済部 国際経済課長	大臣官 房審議 官			
		受入時期	昭和53年2月~平成8年6月	平成4年7月~平成8年6月			
		氏名	佐久間 謙司	大隅 正憲			
		前の所属省庁	通商産業省	通商産業省			
		役職 福岡通商産業局長 特許庁審査第一部長		特許庁審査第一部長			
		受入時期 平成8年7月~現在 平成12年10月~現在					
		氏名	_	_			
		前の所属省庁	_	_			
		役職	_	_			
		受入時期	_	_			

	所管官庁名	国土交通省				
1	当該事実を受けた時期	平成8年12月	平成8年12月			
2	団体名	(財)ダム水源	(財)ダム水源地環境整備センター			
3	追徴額	7, 422 (千円)				
4	重加算税の有無	有り				
5	当該事実の内容	書籍棚卸の計	書籍棚卸の計上漏れ			
6	当該事実の所管官庁への報告の 有無	有り				
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	有り				
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成9年1月				
9	当該事実の公表の有無	無し				
10	当該事実を公表している場合、 その時期	-				
11	当該事実を公表していない場合、 その理由	当該事実の内容にかんがみ、公表すべき重大な事 案ではない と判断 したため。				
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	無し	無し			
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し				
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り				
15	当該団体が、過去に国家公務員 退職者を受け入れているとすれ	氏名	河津 四郎	廣瀬 利雄		
	は、その職員の氏名と前の所属 省庁及び役職・受入時期	前の所属省庁	建設省	建設省		
	1日月及い文献・文八吋別	役職	都市局首都高速道路公団 監理官	技監		
		受入時期	昭和62年12月~平成5年6月	平成元年7月~平成6年5月		
		氏名	山口 甚郎	内田 陽一		
		前の所属省庁	建設省	建設省		
		役職	国土地理院長	大臣官房 審議 官		
		受入時期 平成3年6月~平成5年6月 平成5年10月		平成5年10月~平成9年6月		
		氏名	近藤徹	荒井 治		
		前の所属省庁	建設省	建設省		
		役職	技監	関東地方建設局長		
		受入時期	平成6年1月~平成7年12月	平成6年8月~平成9年6月		

	氏名	鈴木 一	加藤昭
	前の所属省庁	国土庁	北海道開発庁
	役職	長官官房審議官	事務次官
	受入時期	平成9年8月~平成11年7月	平成10年1月~現在
	氏名	満岡 英世	原田 議二
	前の所属省庁	建設省	建設省
	役職	大臣官房付 (京都府土木建築部長)	国土地理院参事官
	受入時期	平成10年4月~平成14年1月	平成11年7月~現在
·	氏名	内藤 勇	_
	前の所属省庁	建設省	_
	役職	建設大学校建設政策研究セ ンター所長	_
	受入時期	平成11年7月~現在	_

	所管官庁名	国土交通省				
1	当該事実を受けた時期	平成7年8月				
2	団体名	(財)リバーフ	ロント整備センター			
3	追 徴額	21, 176	(千円)			
4	重加算税の有無	有り				
5	当該事実の内容		① 支出における収益事業・公益事業の区分に係る処理の誤り ② 支出における仕掛品の経費計上の年度区分に係る処理の誤り			
6	当該事実の所管官庁への報告の 有無	有り	有り			
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	有り				
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成7年10月				
9	当該事実の公表の有無	無し				
10	当該事実を公表している場合、 その時期	_				
11	当該事実を公表していない場合、 その理由	当該事実の内容にかんがみ、公表すべき重大な事案ではないと判断 したため。				
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	無し	無し			
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し				
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り				
15	当該団体が、過去に国家公務員	氏名	泉 正明	日野 峻栄		
	退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属	前の所属省庁	自治省	建設省		
	省庁及び役職・受入時期	役職	大臣官房参事官	四国地方建設局長		
		受入時期	平成4年7月~平成8年6月	平成5年8月~平成7年12月		
		氏名	紀陸 富信	石田 幸昭		
		前の所属省庁	建設省	自治省		
		役職	北陸地方建設局長	大臣官房 参事 官		
		受入時期	平成8年1月~平成9年3月	平成8年7月~現在		
		氏名	松田 芳夫	葛城 幸一郎		
		前の所属省庁	建設省	国土庁		
		役職	河川局長	長官官房水 資 源部長		
		受入時期	平成8年10月~現在	平成9年2月~平成10年6月		

氏名	土屋 進	京才 俊則
前の所属省庁	建設省	建設省
役職	北陸地方建設局長	土木研究所次長
受入時期	平成9年7月~現在	平成12年4月~現在

	所管官庁名	財務省			
1	当該事実を受けた時期	平成12年3月			
2	団体名	日本たばこ産業株式会社(以下「JT」という。)			
3		340,994 (千円)			
4	重加算税の有無	有り			
5	当該事実の内容	翌期に計上すべき委託調査の費用を当期に計上			
6	当該事実の所管官庁への報告の 有無	有り			
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	有り(JTから「国税当局から申告漏れによる追徴課税を受け、全額納付した。税務処理の一層の適正化に努めたい。」との説明を受けている旨報告した。)			
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期	平成13年5月			
9	当該事実の公表の有無	無し			
10	当該事実を公表している場合、 その時期	_			
11	当該事実を公表していない場合、 その理由	税務上の問題を公表するか否かは、当事者であるJTの判断に委ねる べき問題であると考えたため。			
12	当該事実に関連した職員の処分 内容	無し			
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し			
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り			
15	当該団体が、過去に国家公務員 退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属 省庁及び役職・受入時期	氏名	水野 繁	鈴木 達郎	
		前の所属省庁	大蔵省	大蔵省	
		役職	国税庁長官	大臣官房付 (JT事業開発本部長)	
		受入時期	昭和62年6月~平成6年6月	昭和63年6月~平成6年6月	
		氏名	加藤 泰彦	岡島 和男	
		前の所属省庁	大蔵省	大蔵省	
		役職	大臣官房付 (JT財務部長)	大臣官 房審議官	
		受入時期	平成2年6月~平成6年6月	平成2年6月~平成4年5月	
		氏名	川崎 昭典	富沢 宏	
		前の所属省庁	大蔵省	大蔵省	
		役職	国税庁次長	国税庁次長	
		受入時期	平成4年6月~平成6年6月	平成5年6月~平成11年6月	

氏名	水野 勝	村山 進
前の所属省庁	大蔵省	大蔵省
役職	国税庁長官	大臣官房審議官
受入時期	平成6年6月~平成13年6月	平成6年6月~平成9年6月
氏名	西方 俊平	小川 是
前の所属省庁	大蔵省	大蔵省
役職	造幣局長	事務次官
受入時期	平成10年6月~現在	平成13年6月~現在

	所管官庁名	国土交通省		
1	当該事実を受けた時期	平成9年4月		
		平成12年 5 月		
2	団体名	帝都高速度交通営団		
3	追徴額	平成9年4月	264, 590 (千円)
		平成12年5月	1, 078, 205 (千円)
4	重加算税の有無	有り		
5	当該事実の内容	平成9年4月	① 交際費の損金計上 ② 修繕費に関する計上 ③ 貯蔵品の計上漏れ	
		平成12年5月	① 受託工事に関する収② ソフトウェア購入費③ 交際費の損金計上	等の償却期間に関する違い
6	当該事実の所管官庁への報告の 有無	無し		
7	当該事実の所管官庁の大臣・長 官への報告の有無	無し		
8	当該事実を所管官庁に報告して いる場合、その報告の時期			
9	当該事実の公表の有無	無し		
10	当該事実を公表している場合、 その時期	_		
11	当該事実を公表していない場合、 その理由	税務処理上の諸問題については、公表の義務はないと判断したため。		
12	当該事実に関連した職員の処分内容	無し		
13	所管官庁担当部門に対する処分 内容	無し		
14	当該団体の過去の国家公務員退 職者の受入れの有無	有り		
15	当該団体が、過去に国家公務員 退職者を受け入れているとすれ ば、その職員の氏名と前の所属 省庁及び役職・受入時期	氏名	中村 四郎	岡田 専治
		前の所属省庁	運輸省	運輸省
		役職	事務次官	海上保安庁次長
		受入時期	昭和58年7月~平成3年7月	昭和61年7月~平成3年7月
		氏名	永光 洋一	川嶋 烈
		前の所属省庁	運輸省	大蔵省
		役職	事務次官	大臣官房付 (国土庁長官官房 審議 官)
		受入時期	昭和63年12月~平成8年7月	平成2年7月~平成4年6月

氏名	岩井 彦二	塩田 澄夫	
前の所属省庁	建設省	運輸省	
役職	大臣官房技術審議官	海上保安庁長官	
受入時期	平成2年7月~平成6年11月	平成3年7月~平成5年6月	
氏名	井上 徹太郎	五十嵐 貞一	
前の所属省庁	運輸省	大蔵省	
役職	大臣官房審議官	大臣官房審議官	
受入時期	平成3年7月~平成7年7月	平成4年7月~平成8年7月	
氏名	寺嶋 潔	堀 泰晴	
前の所属省庁	運輸省	建設省	
役職	運輸審議官	近畿地方建設局長	
受入時期	平成5年7月~平成12年6月	平成6年11月~平成9年9月	
氏名	福島 義章	秦野 裕	
前の所属省庁	運輸省	運輸省	
役職	航空局飛行場部長	海上保安庁長官	
受入時期	平成7年7月~平成11年6月	平成8年7月~平成9年8月	
氏名	天野 俊彦	土坂 泰敏	
前の所属省庁	大蔵省	運輸省	
役職	大臣官房付 (財政金融研究所長)	海上保安庁長官	
受入時期	平成8年7月~平成10年7月	平成9年9月~現在	
氏名	矢島 隆	水盛 五実	
前の所属省庁	建設省	大蔵省	
役職	大臣官房技術審議官	印刷局長	
受入時期	平成9年10月~現在	平成10年7月~平成13年6月	
氏名	石井 幸男	内田 陽一	
前の所属省庁	運輸省	建設省	
役職	運輸政策局観光部長	大臣官房 審議 官	
受入時期	平成11年7月~平成13年5月	平成11年9月~現在	
氏名	澤田 諄	辻 通明	
前の所属省庁	運輸省	国土交通省	
役職	大臣官房技術審議官	総合政策局次長	
受入時期	平成12年7月~現在	平成13年5月~現在	